

令和元年度 茂福ポンプ場耐震補強工事 図面目録 (1/2)

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
D-1	特記仕様書(改修1)	—	S-1	建築工事特記仕様書<耐震関係>	—
D-2	特記仕様書(改修2)	—	S-2	構造細目共通図(複合構造物)(1)	—
D-3	特記仕様書(改修3)	—	S-3	構造細目共通図(複合構造物)(2)	—
D-4	特記仕様書(改修4)	—	S-4	構造細目共通図(複合構造物)(3)	—
D-5	特記仕様書(改修5)	—	S-5	構造細目共通図(複合構造物)(4)	—
D-6	特記仕様書(改修6)	—	S-6	構造細目共通図(複合構造物)(5)	—
			S-7	構造細目共通図(複合構造物)(6)	—
	【1号ポンプ棟】		S-8	構造細目共通図(複合構造物)(7)	—
1D-1	1号ポンプ棟 外部仕上表	—	S-9	構造細目共通図(複合構造物)(8)	—
1D-2	1号ポンプ棟 内部仕上表	—	S-10	構造細目共通図(複合構造物)(9)	—
1D-3	1号ポンプ棟 改修前 平面図	1/100	S-11	構造細目共通図(複合構造物)(10)	—
1D-4	1号ポンプ棟 改修後 平面図	1/100	S-12	構造細目共通図(複合構造物)(11)	—
1D-5	1号ポンプ棟 改修前 立面図, 断面図	1/100	S-13	構造細目共通図(複合構造物)(12)	—
1D-6	1号ポンプ棟 改修後 立面図, 断面図	1/100	S-14	1号ポンプ棟 撤去範囲図	1/100
1D-7	1号ポンプ棟 1階平面・断面・展開詳細図(1)	1/50	S-15	1号ポンプ棟 撤去範囲軸組図(1)	1/100
1D-8	1号ポンプ棟 1階平面・断面・展開詳細図(2)	1/50	S-16	1号ポンプ棟 撤去範囲軸組図(2)	1/100
1D-9	1号ポンプ棟 1階平面・断面・展開詳細図(3)	1/50	S-17	1号ポンプ棟 開口新設・閉塞範囲図	1/100
1D-10	1号ポンプ棟 2階平面・断面・展開詳細図(1)	1/50	S-18	1号ポンプ棟 開口新設・閉塞 軸組図(1)	1/100
1D-11	1号ポンプ棟 2階平面・断面・展開詳細図(2)	1/50	S-19	1号ポンプ棟 開口新設・閉塞 軸組図(2)	1/100
1D-12	1号ポンプ棟 2階上部平面・断面・展開詳細図(1)	1/50	S-20	1号ポンプ棟 補強部材リスト	1/30
1D-13	1号ポンプ棟 2階上部平面・断面・展開詳細図(2)	1/50	S-21	1号ポンプ棟 開口閉塞配筋図(1)	1/30
1D-14	1号ポンプ棟 部分詳細図(1)	図示	S-22	1号ポンプ棟 開口閉塞配筋図(2)	1/30
1D-15	1号ポンプ棟 部分詳細図(2)	図示	S-23	1号ポンプ棟 開口新設配筋図(1)	1/30
1D-16	1号ポンプ棟 部分詳細図(3)	図示	S-24	1号ポンプ棟 開口新設配筋図(2)	1/30
1D-17	1号ポンプ棟 部分詳細図(4)	図示			
1D-18	1号ポンプ棟 部分詳細図(5)	図示			
1D-19	1号ポンプ棟 改修前 天井伏図	1/100			
1D-20	1号ポンプ棟 改修後 天井伏図	1/100			
1D-21	1号ポンプ棟 撤去建具表	1/50			
1D-22	1号ポンプ棟 新設建具表	1/50			
1D-23	1号ポンプ棟 仮設計画図(参考)	1/100			



## 図面の縮尺について

図面の明記されている縮尺はA1 出力時のものであるため、A3 出力時は明記されている縮尺×1/2 とする。

【例】	A1 出力時		A3 出力時
	1/2000	⇒	1/4000
	1/600	⇒	1/1200
	1/200	⇒	1/400
	1/250	⇒	1/500
	1/100	⇒	1/200
	1/50	⇒	1/100
	1/30	⇒	1/60
	1/20	⇒	1/40
	1/10	⇒	1/20

工事特記仕様書		
総 則		
工 事 概 要	1. 工事場所	四日市市富田浜町地内
	2. 工事種目	改修工事
1. 共通仕様	(1) 図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)」(以下「改修仕様」という。)による。ただし、改修仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(平成31年版)」(以下「仕様」という。)による。	
2. 特記仕様	(1) 項目は、○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の [ . . ] 内表示番号は、改修仕様の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 特記事項に記載の (標 . . . ) 内表示番号は、仕様の当該項目、当該図又は当該表を示す。	
部分完成	○無 ・有 ( )	
部分引渡し	○無 ・有 ( )	
1) 保険及び保証	○建設工事保険 (保証証の写しを提出) ○請負業者賠償責任保険 (保証証の写しを提出) ( ・管理財物担保特約に加入のこと)	
2) 建設共済等	・任意にて加入 下記の制度について加入すること。 ○法定外労災保証制度 (加入証明書書の写しを提出) ○建設業退職金共済制度 当初の請負金額が500万円以上の場合は、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。 共済証紙購入額 請負金額の 1/1000以上 なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする ・任意にて加入	
※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項 資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。		

章	項 目	特 記 事 項
①章 一般共通事項	①適用基準等	○建築工事標準詳細図 (国土交通大臣官房官庁営繕部監修 平成 22 年版) ○工事写真の撮り方(平成24年版)建築編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※請負金額が 500万円以上の場合は、登録を行う。 [1.1.4] ※建築基準法に基づき定められる区分等の適用工事 ※風速 (Vo)=34 m毎秒 地表面粗度 ※Ⅲ(Zb=5 Zg=450 α=0.20) ・Ⅱ(Zb=5 Zg=350 α=0.15) 積雪区分 ※30 cm ・40 cm
	②工事実績情報の登録	
	③品質計画	
	4 電気保安技術者	・適用する。 ・適用しない。 [1.3.3] 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする 一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする
	⑤条件明示項目	○工事用車両の駐車場及び資機材置場 ※敷地内 ・ [1.3.5] ○施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行った上で、施設の運営に支障をきたさないように協力すること。 ○工事期間中は、施設利用者の安全につとめること。 ○資機材の搬出は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。 ○大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること ○現場工事は月～土とし、日、祝日に作業を行う場合は施設管理者と協議の上、監督職員との承諾を得ること。 ○振動、騒音、ほこりのでる作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣と調整を行うこと。
	⑥発生材の処理	・引渡しを要するもの ( ) [1.3.12] ○特別管理産業廃棄物 ※無 ○有 (アスベスト) 処理方法(最終処分場(管理型) ) ・特定建設資材の搬出 再資源化等を行う(再資源化が困難な場合には縮減) ○特定建設資材以外の搬出 ○構外搬出適正処理

⑦交通安全管理	※ 廃棄物管理票(マニフェスト) 確認表を作成し、監督職員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録(電子マニフェスト)により確認を行う場合は、この限りではない。 ※建設発生土(50m3以上)を搬出する場合は、書面にて処分地の報告(位置図等)を行うこと。 また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。 交通誘導員 ※配置する 3名以上(大型車の出入は必ず) ・配置しない [1.3.9] ※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又は同等のものとする。 ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・品質及び性能を試験により証明を求める材料は以下の物とする。 [1.4.5] 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1) から 5) を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、パーティクルボード、MDF、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエンキシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 5) 1)及び 4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ①J I S及びJ A SのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJ A S規格品 a.非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b.接着剤等不使用 c.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d.ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
⑧建築材料等	
⑨化学物質を発生する建築材料等	第三種 ①J I S及びJ A SのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧J I SのE0規格品 ④旧J A SのF00規格品 改修仕様、標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。 ※適用する ・適用しない [1.6.2] ・鉄筋施工 ・型枠施工 ・鉄工 ・塗装 ・左官 ※防水施工 ・建築大工 ・サッシ施工 ・内装仕上げ施工 施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン [1.6.9] エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。 測定は、パッシブ型採集機器により行う。 着工前測定 ・行う ・行わない 測定対象室 ・図示 ・ 測定箇所数 ・図示 ・ 採取方法 ・文部科学省の定めるところによる。 ・ 報告書の様式 濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり 1.工事名 2.測定年月日 3.天候 4.測定前の換気及び閉鎖時間 5.測定時間 6.室名と測定時間 7.測定器具 8.化学物質採取方法 9.分析装置
10 特別な材料の工法	
11 技能士	
12 化学物質の濃度測定	○提出する ※提出しない [1.8.1~1.8.3] 種類 ※改修仕様 表1.8.1による ・ ○配置図及び案内図 ○各階平面図 ○各立面図 ○断面図 ○仕上表 ○施工図 ○施工計画書 ・ ※C A Dデータの提出 ※提出する ・提出しない ・保全に関する資料 提出部数 ※1部 ・
⑩完成図	
⑭記録	工事記録については以下による。(A4版) ※工事着手前写真 1部 ※工程写真 各工程毎 1部 ※竣工写真 ※内部、外部 2部 ※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うよう努めること。 ※工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合は提出すること。

⑮設備工事との取合い	施工範囲 ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強	
⑯設計G L	※図示のベンチマーク (B. M) mm (現状地盤はB. M mm)	
⑰完成引渡し後の点検	かし期間は、別に定めた特約(責任施工による保証期間など)を除き、四日市市工事請負契約書に準拠する。 ○工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を超えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物のかし点検を実施する。	
⑱随時検査	予定価格(税込)3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規定により、発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること	
⑲施工体制台帳の提出	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、警備事業者についても記載すべき下請負の範囲に含むものとする。	
②章 仮設工事	①足場その他	内部足場 種別 ※きやつ、足場板等 ◎図示 [2.2.1] 外部足場 種別 ※くさび緊結式(手すり先行工法) ・ [2.2.1] 防護シートによる養生 ・行わない ◎行う
	②養生その他	材料、撤去材等の運搬 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 [2.2.1][表2.2.1] 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 ・ [2.3.1] 固定家具等の移動 ※行わない ◎行う(図示)
	③仮設間仕切り	(a)設置箇所 ※図示 ・ [2.3.2][表2.3.1] 種別 下 地 仕上材(厚さ mm) 充てん材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板(※9.0 ・ ) ※無し ◎B種 ・木下地 ※せっこうボード(※9.5 ・ ) 厚さ mm ・片面 ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ※木製扉 ◎合板張り程度 ※無し ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・有り
	④監督職員事務所	・設ける 規模等は以下による ・既存施設の一部を使用する ※設けない [2.4.1] ( ・規模 m程度 ・仕上げ:床 、壁 、天井 程度)
	⑤工事用水	構内既存の施設 ※利用できる( ・有償 ※無償) ・利用できない
	⑥工事用電力	構内既存の施設 ※利用できる( ・有償 ※無償) ・利用できない
③章 防水改修工事	①既存下地の補修及び処置	※図示による [3.2.6] 既存露出防水層表面の仕上塗装の除去 ・する ・しない
	2 アスファルト防水	[3.3.2~3][表3.1.1][表3.3.3~3.3.10] 防水改修工法の種類 施 工 箇 所 新規防水層の種別
		アスファルトの種類 ※3種 ・ 押え金物 ※アルミニウム製(L=30x15x2.0程度) 脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量 ( )箇所 改修用ドレン ※設ける( 箇所) ※鋼製 ・鉛製 ・設けない [3.2.5] 屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材 材質 ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキン層付き) ・A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板3種b(スキンあり) 厚さ(mm) ※35 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材 材質 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 ※A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号 厚さ(mm) ※35 乾式保護材 製造所の仕様による ・ 防水保護のれんがの種類 ※市販品のレンガ又は市販品のレンガ形コンクリートブロック 仕上塗装 (P2A, M3D, POD, PODI, M3DI, M4DI, 工法) ※種類および使用量は製造所の仕様による 施工標識 ※設ける ・設けない
		[表3.1.1][3.4.2~3][表3.4.1~3] 防水改修工法の種類 施 工 箇 所 新規防水層の種別(厚さmm) 仕上げ塗料等
	3 改質アスファルトシート防水	仕上塗料の使用量 ※製造所の仕様による ・ 脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量 ( )箇所 露出防水絶縁断熱工法に用いる断熱材 ・製造所の指定する製品 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 ※A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号 施工標識 ※設ける ・設けない

※産業廃棄物税 本工事は産業廃棄物税相当が計上されていないため、請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当を請求することができる。	※暴力団等不当介入に関する事項 1. 契約の解除 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。	2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務 (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。 (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。 (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。	事業名 令和元年 公共下水道事業 工事名 茂福ポンプ場耐震補強工事 工事場所 四日市市 富田浜町 地内 名称 特記仕様書(改修1)(平成31年版) 縮尺 - 設計年月日 平成 31年 3月 工種 設計者 (株)NJS 事業主体 四日市市 図面番号 D-1
株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所 一級愛知県知事登録(いー27)第7016号 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊			

4 合成高分子系ルーフィングシート防水
防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種別(厚さmm) 仕上げ塗料等
仕上がり塗料の使用量 ※製造所の仕様による
絶縁用シートの材質 ※発泡ポリエチレンシート [3.5.2]
脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量 ( )箇所
機械固定工法に用いる断熱材 ※次のいずれかによる
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2種
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材の1種b、2種b又は3種b
・A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号
・A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板
接着工法に用いる断熱材 ※次のいずれかによる
上記断熱材のほか ・ポリエチレンフォーム保温材 ・A種ポリエチレンフォーム保温材
改修用ドレン ※設ける ( )箇所 ・設けない
※製造所の指定する製品 ・鋼製 ・鉛製
施工標識 ※設ける ・設けない [表3.1.1][3.6.2~3][表3.6.1]

④章 外壁改修工事
② 改修工法の種類
外壁の種類 種類 改修工法
・コンクリート ・ひび割れ部 ※樹脂注入工法・Uカットシール材充填工法・シール工法
打放し仕上げ ・欠損部 ※充填工法
③ ひび割れ部改修工法
樹脂注入工法 (・モルタル面 ・躯体コンクリート面) [4.1.4][4.3.4]
注入工法の種類 ひび割れ幅(mm) 注入間隔(mm) 注入量(cc/m) 備考
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法
0.2以上~1.0未満 ※200~300 ※
・手動式エポキシ樹脂注入工法
0.2以上~0.3未満 ※50~100 ※40
0.3以上~0.5未満 ※100~200 ※70
・機械式エポキシ樹脂注入工法
0.5以上~1.0未満 ※150~250 ※130
注入材料 [4.2.2]
※建築補修用注入エポキシ樹脂(JIS A 6024低粘度形又は中粘度形)
検査(コア抜き) ※行わない
・行う(抜き取り部の補修方法: )
④ Uカットシール材充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.5]
充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材
・可とう性エポキシ樹脂
ポリマーセメントモルタルの充填 ※行う ・行わない
・シール工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.6]
シール材料 ・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂

4 欠損部改修工法
5 浮き部改修工法
⑥ 既存塗膜等の除去及び下地処理
⑦ 仕上げ塗材仕上げ
⑧ 設計数量
※充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.7]
充填材料 ・ポリマーセメントモルタル(・モルタル面 ・コンクリート面 ・C面)
・エポキシ樹脂モルタル( )
・モルタル塗替え工法(改修標仕4.2.2(g)による)
改修工法の種類 アンカーピンの本数(本/m<sup>2</sup>) 注入口の箇所数(箇所/m<sup>2</sup>) 充てん量
(モルタルを撤去しない場合) 一般部 指定部 一般部 指定部 注入量
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ※16 ※25 ※25ml
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ※13 ※20 ※12 ※20 ※25ml
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ※13 ※20 ※12 ※20 ※25ml
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ※9 ※16 ※9 ※16 ※25ml
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ※9 ※16 ※9 ※16 ※25ml
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ※9 ※16 ※9 ※16 ※50ml
※狭幅部におけるアンカーピン本数は、幅中央に5本/mとする
アンカーピン [4.2.2]
材質 ※ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
注入口付アンカーピン [4.2.2]
材質 ※ステンレス SUS304、呼び径外径6mm
既存塗膜劣化部の除去及び下地処理の工法 [4.6.3][表4.6.1~4.6.5]
工法 処理範囲 下地面の補修
・サンダー工法 ※既存仕上面全体 ・ひび割れ部改修工法
・高圧水洗工法 ※既存仕上面全体 ・浮き部改修工法
・塗膜はく離工法 ※既存仕上面全体 ・欠損部改修工法
・水洗い工法 ※上記処理範囲以外の既存仕上面全体
下地調整材 [4.2.2][4.6.3]
※下地調整材 ・ポリマーセメントモルタル ・防水形仕上げ塗材主材を使用
種類、仕上げの形状、工法 [4.1.4][4.2.2][表4.2.4~5]
種類 呼び名 仕上げの形状
① 薄付け仕上塗材 ② 外装薄塗材E ・砂壁状 ・着色骨材砂壁状
・可とう形外装薄塗材E ・砂壁状 ・ゆず肌状
・防水形外装薄塗材E ・ゆず肌状 ・凹凸状
・複層仕上塗材 ・複層塗材CE ・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸状
・可とう形複層塗材CE 上塗材
・複層塗材E ・水系アクリル
・複層塗材RE ・水系アクリルシリコン
・防水形複層塗材CE 外観 ※つやあり ・つやなし
・防水形複層塗材E ・メタリック
・防水形複層塗材RS 防水形の増塗材 ・行う
・可とう形改修用仕上塗材 ・可とう形改修塗材E 菊水化学工業(株)
下塗り材「ワイドパワ」+上塗り材「ビュートン」
エスケー化研(株)
下塗り材「水性ワイド」+上塗り材「水性ワイド」
スズカファイブ(株)
下塗り材「ワイド」+上塗り材「水性ワイド」
上記同等品とする
※塗工法はローラー塗りとする
※塗工工程及び塗布量はメーカー仕様による
尚、下塗り材の塗布量は薄塗を適用する

① 改修工法
2 見本の製作等
③ アルミニウム製建具
外部に面する建具(フロントサッシは除く) [5.2.2][表5.2.1]
種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み(mm) 施工箇所
・A種 S-4 ※A-3 ※W-4 ※70 ※図示
・B種 S-5 ※100
・C種 S-6 A-4 W-5 ※100
表面処理 ※B-1種 ・B-2種(※J'ロズ系 ・ブランク ・スチール) [5.2.4][表5.2.2]
内部建具 [5.2.4][表5.2.2]
表面処理 ※C-1又はB-1種 ・C-2又はB-2種(※J'ロズ系 ・ブランク ・スチール)
防虫網 [5.2.3]
網の種類 ・ステンレス(SUS316)製 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製
形式 ※可動式 ・固定式
5 樹脂製建具
外部に面する建具(フロントサッシは製造所の仕様による) [5.3.2][表5.3.1]
種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み(mm) 施工箇所
・A種 S-4 W-4 ※70 ※図示
・B種 S-5 A-4 W-5 ※100
・C種 S-6
・防音ドアセット及び防音サッシの適用 種別 ・T-A種 ・T-B種 [5.3.2][表5.3.2]
・断熱ドアセット及び断熱サッシの適用 種別 ・H-A種 ・H-B種 [5.3.2][表5.3.3]
簡易気密型ドア ・使用する ※使用しない [5.4.1]
品質規格 ※改修標仕5.5.1による
・製造所標準仕様による
簡易気密型ドア ・使用する ※使用しない
8 ステンレス製建具
表面仕上げ ※H.L仕上げ ・鏡面仕上げ [5.6.2][5.6.4]
曲げ加工 ※普通まげ ・角出しまげ
簡易気密型ドア ・使用する ※使用しない
9 建具用金物
マスターキー ・製作する ・製作しない [5.7.4]
モノロック ゴール( ) 美和ロック( )
シリンドー箱錠 ゴール( ) 美和ロック( )
シリンドー本錠 ゴール( ) 美和ロック( )
ドアクローザー ダイハツディーゼル機器(大島機工、ニッカナ)
日本ドアチェック製造、美和ロック、リヨービ
フロアヒンジ 大島機工(ニッカナ、美和ロック)、日本ドアチェック製造、リヨービ
ヒンジクローザー 大島機工(ニッカナ、美和ロック)、日本ドアチェック製造
リヨービ、デンセイオートテック
押板、取手 樹建工業、ユニオン
10 自動ドア開閉装置
開閉方法 ※スライディングドア ・スイングドア [5.8.2][5.8.3][表5.8.1~5.8.3]
センサーの種類 ・マットスイッチ ・光線スイッチ ・熱線スイッチ
11 自閉式上吊り引戸装置
品質規格 ※改修標仕5.9.3による [5.9.3][表5.9.1]
・製造所標準仕様による
12 重量シャッター
種類 ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター [5.10.2][表5.10.1]
・屋内用防火シャッター ・屋内用防煙シャッター
開閉機能 ・上部電動式(手動併用) ・上部手動式 [5.10.2]
スラット 材質 ※塗装溶融亜鉛めっき鋼板 ・溶融亜鉛めっき鋼板 [5.10.3]
形状 ※インターロッキング形 ・オーバーラッピング形 [5.11.4]
シャッターケース(防火・防煙以外のもの) ・設ける ・設けない
危害防止機構 ・障害物感知装置(自動閉鎖型)
・「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」に適合するもの
耐風圧性能 ( ) N/m<sup>2</sup> (一般重量・外壁用防火のもの)
13 軽量シャッター
開閉形式 ※手動式 ・上部電動式(手動併用) [5.11.2][表5.11.1]
スラット 材質 ※塗装溶融亜鉛めっき鋼板 ・ [5.11.3]
形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形 [5.11.4]
耐風圧性能 ( ) N/m<sup>2</sup>
14 その他のシャッター
・オーバーヘッドドア
・リンググリルシャッター

事業名 令和元年 公共下水道事業
工事名 茂福ポンプ場耐震補強工事
工事場所 四日市市 富田浜町 地内
名称 特記仕様書(改修2) (平成31年版)
縮尺 - 設計年月日 平成 31年 3月
工種 設計者 (株)NJS
事業主体 四日市市 図面番号 D-2
株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録(い-27)第7016号
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

⑤章 建具改修工事	15 ガラス	種類・厚さ ※ 建具表による [5.13.2]
	16 ガラスの留め材	種別(区分は図示による) [5.13.2][表5.13.1] ※シーリング材(SR-1, ショーン系, 9030G) ・ガスケット
	17 ガラス用フィルム	品質は、JIS A5759による ※ガラス飛散防止フィルム 種類(・第2種 ・ ) 張り面(※内張 ・ 外張) 性能値 ※層間変位試験に適合するもの(B法)

⑥章 内装改修工事	① 改修範囲	既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 [6.1.3] ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○図示による範囲 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○図示による範囲 天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修範囲 ※既存のまま ○図示による範囲
	2 既存床の撤去並びに 下地補修	ビニル床シート等の撤去 ※仕上げ材のみ(接着剤とも) [6.2.2] 下地モルタルとも(※図示の範囲 ・ 除去範囲全て) 改修後の床の清掃範囲 ※改修箇所の室内 ・ 図示 合成樹脂塗床の除去 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒工法
	3 既存壁の撤去 並びに下地補修	間仕切り壁撤去に伴う他の構造体の補修 [4.4.9][6.3.2] ※図示 ・ モルタル塗り(塗り厚25mmを超える場合の補強 ・ 行う ・ 行わない)
	4 木下地等	表面の仕上がり ・ A種 ・ B種 ・ C種 [6.5.1][表6.5.1] 木材の含水率 ※A種 ・ B種 [6.5.2][表6.5.2] 木材の品質 ※改修欄仕6.5.2による ・ 市販品 [6.5.2][表6.5.3] 樹種 構造材 ※杉 ・ 松 ・ ひのき 造作材 ※杉 ・ 松 ・ ひのき 代用樹種 ※改修欄仕6.5.4による [6.5.2][表6.5.4] ・ 代用樹種を適用しない箇所( ) 防蟻処理 ※行わない ・ 行う(箇所一 ) 木材保存(木材の防蟻・防蟻処理)剤は、監督職員の承諾するものとする。 ※9.0mm未満の合板上張り留め付けはタッカー留めとする。
	5 集成材等	集成材の材質 ※6.5.2(b)による ・ ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 集成材の等級 品名 規格・品質 芯材の樹種 施工箇所 ※集成材 ・ 一般材 ・ たも ・ なら ・ しおじ ・ 構造用集成材 ・ 1種 ※2種 ・ ・ 造作用集成材 ※1等 ・ 2等 ・ ・ 化粧ばり造作用集成材 ※1等 ・ 2等 ・ 針葉樹単一樹種 ・

6 接着剤	※木工事に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 [6.5.2] ※壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤の [6.8.2][6.14.2] ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種	
	7 床板張り	フローリング及び縁甲板張り床 [表6.5.10] 下張り用床板 ※無し ・ 有り ※合板張り ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 床板 ※単層フローリング(標仕19.5.2による) ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 ・ 縁甲板 ※ひのき

8 軽量鉄骨天井下地	野縁等の種類 屋内(※19形 ・ 25形) 屋外(※25形 ・ 19形) [6.6.2][表6.6.1] 既存の埋込みインサート ・ 使用する ・ 使用しない [6.6.4] あと施工アンカーの引抜き試験 ・ 行う ・ 行わない 耐震補強 ・ 行う(図示) 屋外軒天井及びピロティ天井補強 ※図示	
	⑨ 軽量鉄骨壁下地	スタッドの高さが5mを超える場合 ※図示

10 ビニル床シート	工法 ※熱溶接工法 ・ 突付け(施工箇所 ) [6.8.2][6.8.3]			
	種類	JISの記号	色柄	厚さ(mm) 備考
	※発泡層のないもの	※FS	・ 無地 ※マーブル柄	・ 2.5 ※2.0
11 ビニル床タイル	種類 ※発泡層のあるもの ※柄物 ・ 無地			
	接着材 ※改修欄仕6.8.1による ・ エポキシ樹脂系			
	種類	JISの記号	厚さ(mm)	備考
※単層ビニル床タイル	TT	※2.0		
・ 複層ビニル床タイル	FT			
・ コンポジションビニル床タイル	KT			
接着材 ※改修欄仕6.8.1による ・ エポキシ樹脂系				

12 帯電防止ビニル 床タイル	種類			厚さ(mm)	性能
	※単層ビニル床タイル		※2.0	体積抵抗値 1.0x10 <sup>9</sup> Ω以下又は 漏れい抵抗値 1.0x10 <sup>10</sup> Ω以下	
	・ 複層ビニル床タイル				
13 誘導用及び 注意喚起用床材	視覚障害者用床タイル [6.8.2]			寸法(mm)	施工箇所
	・ 塩化ビニル製		※300×300		
	・ レジコンクリート製				
⑭ ビニル幅木	高さ(mm) ※60 ・ 75 ・ 100		・ 織じゅうたん [6.9.2][6.9.3][表6.9.1]		
	種別	パイル形状	色柄等	備考	
	・ A種	・ カットパイル	※無地		
15 カーペット敷き	・ B種	・ ループパイル	・ 柄物(標準品)		
	・ C種	・ カット、ループパイル併用			
	耐電性 ※人体帯電圧3kV以下 ・ [6.9.2][6.9.3][表6.9.2] ・ タフテッドカーペット				
16 合成樹脂塗床	パイル形状	パイル長(mm)	工法	帯電性	
	・ カットパイル	※5~7	※全面接着工法	人体帯電圧	
	・ ループパイル	※4~6	・ グリッパー工法	※3kV以下	
17 フローリング張り	下敷き材 種類 ※第二種二号 厚さ 8.0mm		耐電性 ※人体帯電圧3kV以下 ・ [6.9.2][6.9.3][表6.9.2] ・ タイルカーペット		
	パイル形状	種類	寸法(mm)	総厚さ(mm)	施工箇所
	・ ループパイル	※第一種 ・ 第二種	※500×500 ・	※6.5	
18 畳敷き	下敷き材 種類 ※第二種二号 厚さ 8.0mm		耐電性 ※人体帯電圧3kV以下 ・ [6.9.2][6.9.3][表6.9.2] ・ タイルカーペット		
	パイル形状	種類	寸法(mm)	総厚さ(mm)	施工箇所
	・ カットパイル				
⑲ セッコウボード その他ボード張り	下敷き材 種類 ※第二種二号 厚さ 8.0mm [6.10.3][表6.10.4~表6.10.8] ・ 弾性ウレタン塗床材 ※平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ ・ エポキシ樹脂塗床材 ※薄膜流し履べ仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ 厚膜流し履べ仕上げ(※平滑 ・ 防滑) ・ 樹脂モルタル仕上げ(※平滑 ・ 防滑) ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種				
	種類	JISの記号	厚さ(mm)	規格等	
	・ 硬質木毛セメント板	HW	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・		
20 セッコウボードの 目地処理	種類 ※天然化粧複合フローリング ※なら ※釘止め工法(C種) ※塗装品 ・ 単層フローリング ・ ひのき ・ 接着剤併用釘留め ・ 無塗装品 ・ モザイクパーケット張り				
	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 [6.12.2][表6.12.1] 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ※D種(KT-Ⅲ) [6.13.2][表6.13.1]				
	種類	JISの記号	厚さ(mm)	規格等	
21 壁紙張り	種類 ※天然化粧複合フローリング ※なら ※釘止め工法(C種) ※塗装品 ・ 単層フローリング ・ ひのき ・ 接着剤併用釘留め ・ 無塗装品 ・ モザイクパーケット張り				
	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 [6.12.2][表6.12.1] 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ※D種(KT-Ⅲ) [6.13.2][表6.13.1]				
	種類	JISの記号	厚さ(mm)	規格等	
22 陶磁器質タイル張り	種類 ※天然化粧複合フローリング ※なら ※釘止め工法(C種) ※塗装品 ・ 単層フローリング ・ ひのき ・ 接着剤併用釘留め ・ 無塗装品 ・ モザイクパーケット張り				
	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 [6.12.2][表6.12.1] 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ※D種(KT-Ⅲ) [6.13.2][表6.13.1]				
	種類	JISの記号	厚さ(mm)	規格等	
23 セルフレベリング	種類 ※天然化粧複合フローリング ※なら ※釘止め工法(C種) ※塗装品 ・ 単層フローリング ・ ひのき ・ 接着剤併用釘留め ・ 無塗装品 ・ モザイクパーケット張り				
	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 [6.12.2][表6.12.1] 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ※D種(KT-Ⅲ) [6.13.2][表6.13.1]				
	種類	JISの記号	厚さ(mm)	規格等	
24 断熱材	種類 ※天然化粧複合フローリング ※なら ※釘止め工法(C種) ※塗装品 ・ 単層フローリング ・ ひのき ・ 接着剤併用釘留め ・ 無塗装品 ・ モザイクパーケット張り				
	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 [6.12.2][表6.12.1] 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ※D種(KT-Ⅲ) [6.13.2][表6.13.1]				
	種類	JISの記号	厚さ(mm)	規格等	
25 可動間仕切	種類 ※天然化粧複合フローリング ※なら ※釘止め工法(C種) ※塗装品 ・ 単層フローリング ・ ひのき ・ 接着剤併用釘留め ・ 無塗装品 ・ モザイクパーケット張り				
	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 [6.12.2][表6.12.1] 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ※D種(KT-Ⅲ) [6.13.2][表6.13.1]				
	種類	JISの記号	厚さ(mm)	規格等	
26 フリーアクセス フロア	種類 ※天然化粧複合フローリング ※なら ※釘止め工法(C種) ※塗装品 ・ 単層フローリング ・ ひのき ・ 接着剤併用釘留め ・ 無塗装品 ・ モザイクパーケット張り				
	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 [6.12.2][表6.12.1] 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ※D種(KT-Ⅲ) [6.13.2][表6.13.1]				
	種類	JISの記号	厚さ(mm)	規格等	
27 移動間仕切り	種類 ※天然化粧複合フローリング ※なら ※釘止め工法(C種) ※塗装品 ・ 単層フローリング ・ ひのき ・ 接着剤併用釘留め ・ 無塗装品 ・ モザイクパーケット張り				
	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 [6.12.2][表6.12.1] 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ※D種(KT-Ⅲ) [6.13.2][表6.13.1]				
	種類	JISの記号	厚さ(mm)	規格等	
28 トイレブース	種類 ※天然化粧複合フローリング ※なら ※釘止め工法(C種) ※塗装品 ・ 単層フローリング ・ ひのき ・ 接着剤併用釘留め ・ 無塗装品 ・ モザイクパーケット張り				
	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 [6.12.2][表6.12.1] 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ※D種(KT-Ⅲ) [6.13.2][表6.13.1]				
	種類	JISの記号	厚さ(mm)	規格等	
29 階段滑り止め	種類 ※天然化粧複合フローリング ※なら ※釘止め工法(C種) ※塗装品 ・ 単層フローリング ・ ひのき ・ 接着剤併用釘留め ・ 無塗装品 ・ モザイクパーケット張り				
	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 [6.12.2][表6.12.1] 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ※D種(KT-Ⅲ) [6.13.2][表6.13.1]				
	種類	JISの記号	厚さ(mm)	規格等	
30 黒板及び ホワイトボード	種類 ※天然化粧複合フローリング ※なら ※釘止め工法(C種) ※塗装品 ・ 単層フローリング ・ ひのき ・ 接着剤併用釘留め ・ 無塗装品 ・ モザイクパーケット張り				
	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 [6.12.2][表6.12.1] 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ※D種(KT-Ⅲ) [6.13.2][表6.13.1]				
	種類	JISの記号	厚さ(mm)	規格等	

20 セッコウボードの 目地処理	目地処理の種類等 [6.13.3][表6.13.5]		
	種類	施工箇所	備考
	※AA級		・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃 ・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃
21 壁紙張り	目地処理の種類等 [6.14.3]		
	種類	施工箇所	備考
	※AA級		・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃 ・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃
22 陶磁器質タイル張り	目地処理の種類等 [6.14.3]		
	種類	施工箇所	備考
	※AA級		・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃 ・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃

モルタル及びプaster一面の地下調整		・ RA種 ※RB種 ・ RC種 [表7.2.5]	
石こうボード及びその他ボード面の地下調整		・ RA種 ※RB種 ・ RC種 [表7.2.7]	
ホルムアルデヒドの放散量		※規制対象外 ・ 第三種	
タイルの種類 (6.16.3)			
施工箇所	形状寸法(mm)	用途による区分	耐凍害性 色調 うわぐすり 役物
		無 有 標準 特注 無軸 施軸 無 有	
		・ 屋内 ・ 床	※ ・ ※ ・ ・ ・ ・
		・ 屋外 ・ 壁	※ ・ ※ ・ ・ ・ ・
		・ 屋内 ・ 床	※ ・ ※ ・ ・ ・ ・
		・ 屋外 ・ 壁	※ ・ ※ ・ ・ ・ ・
		・ 屋内 ・ 床	※ ・ ※ ・ ・ ・ ・
		・ 屋外 ・ 壁	※ ・ ※ ・ ・ ・ ・

タイルの見本焼き ※行わない ・ 行う(※外装タイル ・ )	
内装タイル	※壁タイル接着剤張り ・ 改良積上げ張り [6.16.5][表6.16.5]
セルフレベリング材の種類 ・ セッコウ系 ※セメント系 [6.17.1][表6.17.1] ※厚み( mm程度)	
(標19.9.2)(標19.9.3)	
種類	施工箇所 厚さ(mm) 品質等
・ 押出法	※2種b ※一般部 ※25 ※ノンフロンのもの
ポリスチレン	※3種b ・ 接地板 ※25 ・ 特定フロンを使用しないもの
フォーム	
保温板	
・ 現場発泡断熱材	※断熱材補修部分 ノンフロンタイプ
・ 一般部	※15 ・ HFCタイプ
	難燃性・3級 ・ 2級
	・ 難燃材料相当品

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材の ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種			
(標20.2.3)			
構造形式	パネルの総厚さ(mm)	表面材種 厚さ(mm)	表面仕上げ
※パネル式		※鋼板	※メラミン樹脂又は
・ スタッド式		(※0.6 ・ 0.8)	アクリル樹脂焼付け
・ スタッドパネル式			
遮音性	・ あり( ) ・ なし		

(標20.2.2)			
施工箇所	仕上り高	耐震性能	耐荷重性能 表面仕上げ材
			・ 帯電防止床タイル ・ タイルカーペット
製造所 (標20.2.4)			
パネル表面材( ・ ) 遮音性( ・ )			
パネル及び圧着装置の操作方法( ・ )			

(標20.2.5)			
パネル表面材( ・ 高圧メラミン化粧版 ・ )			
脚部 ※幅木タイプ ・ 脚金物タイプ			
材質 ※ステンレス製ビニルタイヤ入り ・ (標20.2.6)			
寸法 ※幅 35mm ・ 取付け工法 ※接着工法 ・ 埋込み工法			

(標20.2.8)			
黒板 (暗緑人工場製作品)			
種類 ※ホーロー黒板 ・ 焼付け鋼製黒板 ・ ホーロー白板			

事業名	令和元年 公共下水道事業
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事
工事場所	四日市市 富田浜町 地内
名称	特記仕様書(改修3) (平成31年版)
縮尺	- 設計年月日 平成 31年 3月
工種	設計者 (株)NJS
事業主体	四日市市 図面番号 D-3

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所  
一級愛知県知事登録(い-27)第7016号  
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊



⑧章 耐震改修工事	20 鋼材の材料試験	※JIS規格品については種類の異なるごとに1t未満の場合は規格証明書 の提出を省略することができる。	[8. 2. 13]
	21 スカラップ等	スカラップ ※改良型スカラップ	[8. 15. 7]
	22 溶接部の試験	完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※行う(9mm以上) ・行わない 試験箇所数 耐震ブレース ※改修欄仕8.14.11(b)による ・ その他 ※欄仕7.6.11(b)による ・	[8. 15. 11]
	23 錆止め塗料	・鉄骨造の鉄部錆止め塗料の種類は、下記とする。 ・JIS K 5625 ・JIS K 5674 耐火被覆材の接着する面の塗装 ・行う ※行わない	[8. 17. 3]
24 耐火被覆材	[8. 18. 2~8. 18. 7]		
⑫ 既存コンクリート面の目荒し	適用範囲 ※既存コンクリートとの打継ぎ面 ※既存コンクリートとモルタル又はグラウト材充填部の接合面 目荒らしの範囲 ※柱、梁面 打継ぎ面又は接合面全体の3/4以上 ※壁面 打継ぎ面又は接合面全体の1/3程度 目荒らしの程度 ※平均深さ5~10mmで最大深さ15mm程度の凹部を施す	[8. 21. 3][8. 22. 3]	
⑬ あと施工アンカーの材料	・金属拡張アンカー ※接着系アンカー 接着剤の材質及びカプセルの種類 (ガラス管タイプ) 日本デコラックス(株) ケミカルアンカー-R、RSタイプ 旭化成ジオテック(株) ARケミカルセッター-SUPER LL AP 日本ヒルティ(株) HVU-G/EA もしくは同等品以上 接合筋の種類 ※鉄筋コンクリート用棒鋼(D16以上SD345) ・全ねじボルト	[8. 2. 4]	
⑭ あと施工アンカーの施工	施工管理技術者 ※置く ・置かない	[8. 12. 1]	
⑮ あと施工アンカーの穿孔	穿孔前の埋込み配管等の探査 範囲 ①あと施工アンカー施工部分全て ・図示 方法 ①探査機により探査し、配管等の位置の墨出しを行う。 ・はつり出しによる 穿孔方法 ①低騒音、低振動工法とする(工法については、監督員の承諾を得ること)	[8. 12. 2]	
⑯ あと施工アンカーの確認試験	施工確認試験 ※全数打音試験を行う。 ①引張試験は増設壁又は鉄骨ブレース1箇所あたり1本とし、引張荷重は設計強度の2/3以上とする。場所については監督職員の指示による。	[8. 12. 5]	
⑰ 既存構造体との取り合い	グラウト材の品質管理 ※圧縮強度試験を行う(3日、28日、封かん養生) ※コンシステンシー試験を行う。	[8. 21. 9][8. 22. 7]	

⑨章 環境配慮改修工事	1 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針 (建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針)を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。															
	2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理 ・行う ①行わない アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理 ・行う ①行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ ①行う ・行わない 施工箇所及び工法 ※図示	[9. 1. 1]														
	3 アスベストの含有調査	分析による確認 ・行う(下表による) ・行わない															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>調査方法</th> <th>1材料あたりの試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>※定性分析(3 . )</td> <td>※定量分析(※3 . )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※定性分析(3 . )</td> <td>※定量分析(※3 . )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※定性分析(3 . )</td> <td>※定量分析(※3 . )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※定性分析(3 . )</td> <td>※定量分析(※3 . )</td> </tr> </tbody> </table>	材 料 名	調査方法	1材料あたりの試料数		※定性分析(3 . )	※定量分析(※3 . )		※定性分析(3 . )	※定量分析(※3 . )		※定性分析(3 . )	※定量分析(※3 . )		※定性分析(3 . )	※定量分析(※3 . )
材 料 名	調査方法	1材料あたりの試料数															
	※定性分析(3 . )	※定量分析(※3 . )															
	※定性分析(3 . )	※定量分析(※3 . )															
	※定性分析(3 . )	※定量分析(※3 . )															
	※定性分析(3 . )	※定量分析(※3 . )															

4 アスベスト含有吹付け材の除去	アスベスト含有吹付け材の有無 ・有 ・無 除去吹付け材( )含有場所( ) 吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定	[9. 1. 3]																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定名称</th> <th>測定場所</th> <th>測定点(各施工箇所ごと)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">処理作業前</td> <td>測定1</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定2</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>計2点</td> <td>大気</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">処理作業中</td> <td>測定3</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定4</td> <td>出入口</td> <td>1点</td> <td>空気の流れを確認</td> </tr> <tr> <td>測定5</td> <td>負圧・除じん装置の排出吹出し口(処理作業室外の場合)</td> <td>1点</td> <td>(注)2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業後(隔離シート撤去前)</td> <td>測定6</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>測定7</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測定8</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>大気</td> </tr> </tbody> </table>	測定時期	測定名称	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考	処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気	処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定4	出入口	1点	空気の流れを確認	測定5	負圧・除じん装置の排出吹出し口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2	処理作業後(隔離シート撤去前)	測定6	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	-	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1		測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気	
測定時期	測定名称	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考																																							
処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																							
	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気																																							
処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																							
	測定4	出入口	1点	空気の流れを確認																																							
	測定5	負圧・除じん装置の排出吹出し口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2																																							
処理作業後(隔離シート撤去前)	測定6	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	-																																							
	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																							
	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気																																							
	(注)1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。 300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。 (注)2. 集じん・排気装置の性能確認																																										
	表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定3</th> <th>測定1, 2, 4, 6, 7, 8</th> <th>測定5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計数機器</td> <td colspan="3">位相差顕微鏡</td> </tr> <tr> <td>メンブレンフィルタの直径</td> <td colspan="2">25mm</td> <td>47mm</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量</td> <td>1l/min</td> <td>5l/min</td> <td>10l/min</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間</td> <td>5 min</td> <td>120 min</td> <td>210 min</td> </tr> <tr> <td>試料の透明化</td> <td colspan="3">アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法</td> </tr> <tr> <td>計数条件</td> <td colspan="3">総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野</td> </tr> <tr> <td>計数アスベスト</td> <td colspan="3">直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ直径比3:1以上</td> </tr> <tr> <td>定量限界</td> <td>50 f/l</td> <td>0.5 f/l</td> <td>0.3 f/l</td> </tr> </tbody> </table>		測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5	計数機器	位相差顕微鏡			メンブレンフィルタの直径	25mm		47mm	試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min	試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min	試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法			計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野			計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ直径比3:1以上			定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l						
	測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5																																								
計数機器	位相差顕微鏡																																										
メンブレンフィルタの直径	25mm		47mm																																								
試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min																																								
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min																																								
試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法																																										
計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野																																										
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ直径比3:1以上																																										
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l																																								
	作業場の隔離 ※行う ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処理許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う ・粉じん飛散抑制剤については「建設技術審査証明書」の取得に関する資料を監督職員に提出し、承認を得ること。																																										
5 アスベスト含有仕上塗材の除去	アスベスト含有仕上塗材の除去(除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等)については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有仕上塗材の有無 ・有 ・無 除去仕上塗材( )含有場所( ) アスベスト含有箇所 ・吹付主剤 ・下地調整材(吹付仕上) ・下地調整材(ローラー仕上) 吹付主剤、下地調整材(吹付仕上)の除去及び養生はアスベスト含有吹付け材、下地調整材(ローラー仕上)はアスベスト含有成形板として扱う。 撤去の範囲 ・全面撤去 ・塗膜の劣化部及び外壁補修等作業箇所のみ撤去 ・図示による 外壁補修等作業はUカット工法、アンカーピニング工法、樹脂注入工法、モルタル充填工法足場アンカー設置、コア抜き等軽微な作業を示す。 除去工法 吹付主剤、下地調整材(吹付仕上)の除去 ・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法 ・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 下地調整材(ローラー仕上)の除去工法についてはレベル3(アスベスト含有成形板)の除去工法と同等とする。 除去工法の試験施工 ※行う ・行わない 作業場の隔離及び養生 ※「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による ・隔離養生不要 ・その他( )																																										

6 アスベスト含有保温材等の除去	アスベスト含有保温材の有無 ・有 ・無 除去保温材( )含有場所( ) 作業場の隔離 ・行う ・行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処理許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う	[9. 1. 4]																		
7 アスベスト含有成形板の除去	アスベスト含有成形板の有無 ①有 ・無 除去成形板( 図示 )含有場所( 図示 ) 作業場の隔離 ・行う ①行わない 処分方法 ①埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設	[9. 1. 5]																		
8 特記事項	※本工事に配置管理させる者(有資格者) ※特定化学物質等作業主任者(H18.3.31以前の講習修了者) 又は石綿作業主任者(H18.4.1以降の講習修了者)																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定名称</th> <th>測定場所</th> <th>測定点</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験施工時</td> <td>測定1</td> <td>※施行区画周辺又は、敷地境界 ・図示による</td> <td>2方向各1点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定時期	測定名称	測定場所	測定点	備考	試験施工時	測定1	※施行区画周辺又は、敷地境界 ・図示による	2方向各1点										
測定時期	測定名称	測定場所	測定点	備考																
試験施工時	測定1	※施行区画周辺又は、敷地境界 ・図示による	2方向各1点																	
	(注)1. 試験施工時に濃度測定を行い、結果を監督職員へ提出すること。 なお、アスベストの飛散が確認された場合は、除去工法及び養生方法を再検討し、監督職員と協議すること。 なお、工法の再選定する場合は、協議の上契約変更を行うことができる。																			
	表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計数機器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メンブレンフィルタの直径</td> <td>25mm</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量</td> <td>5l/min</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間</td> <td>120 min</td> </tr> <tr> <td>試料の透明化</td> <td>アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法</td> </tr> <tr> <td>計数条件</td> <td>総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野</td> </tr> <tr> <td>計数アスベスト</td> <td>直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ直径比3:1以上</td> </tr> <tr> <td>定量限界</td> <td>0.5 f/l</td> </tr> </tbody> </table>		測定1	計数機器		メンブレンフィルタの直径	25mm	試料の吸引流量	5l/min	試料の吸引時間	120 min	試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法	計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野	計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ直径比3:1以上	定量限界	0.5 f/l	
	測定1																			
計数機器																				
メンブレンフィルタの直径	25mm																			
試料の吸引流量	5l/min																			
試料の吸引時間	120 min																			
試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法																			
計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野																			
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ直径比3:1以上																			
定量限界	0.5 f/l																			
	処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処理許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <td>令和元年 公共下水道事業</td> </tr> <tr> <th>工事名</th> <td>茂福ポンプ場耐震補強工事</td> </tr> <tr> <th>工事場所</th> <td>四日市市 富田浜町 地内</td> </tr> <tr> <th>名称</th> <td>特記仕様書(改修5) (平成31年版)</td> </tr> <tr> <th>縮尺</th> <td>- 設計年月日 平成 31年 3月</td> </tr> <tr> <th>工種</th> <td>設計者 (株)NJS</td> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <td>四日市市 図面番号 D-5</td> </tr> </thead> </table>	事業名	令和元年 公共下水道事業	工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事	工事場所	四日市市 富田浜町 地内	名称	特記仕様書(改修5) (平成31年版)	縮尺	- 設計年月日 平成 31年 3月	工種	設計者 (株)NJS	事業主体	四日市市 図面番号 D-5					
事業名	令和元年 公共下水道事業																			
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事																			
工事場所	四日市市 富田浜町 地内																			
名称	特記仕様書(改修5) (平成31年版)																			
縮尺	- 設計年月日 平成 31年 3月																			
工種	設計者 (株)NJS																			
事業主体	四日市市 図面番号 D-5																			
	株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所 一級愛知県知事登録(い-27)第7016号 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊																			

個人情報の取り扱いに関する事項  
この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう）を含む。）を取り扱う場合においては、下記条項を遵守すること。

（基本事項）

- 第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
- （施工者の義務）
- 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。
- 2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。
- （秘密の保持）
- 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。
- 2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- （適正な管理）
- 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
- 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
- 4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。
- （収集の制限）
- 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- （再提供の禁止）
- 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。
- 2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。
- （複写、複製の禁止）
- 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という）を複写し、又は複製してはならない。
- （持ち出しの禁止）
- 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
- 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。
- （資料等の返還）
- 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。
- 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
- (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断
- (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
- 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
- 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。
- （研修・教育の実施）
- 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。
- （罰則等の周知）
- 第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。
- （苦情の処理）
- 第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
- （事故発生時における報告）

- 第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- （契約解除及び損害賠償）
- 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

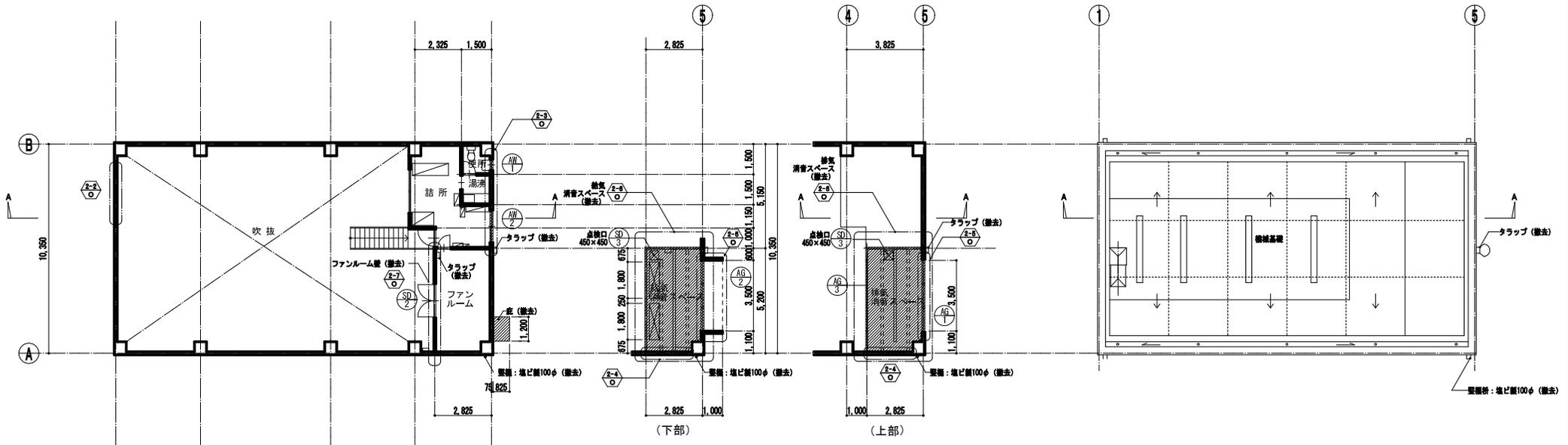
事業名	令和元年 公共下水道事業
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事
工事場所	四日市市 富田浜町 地内
名称	特記仕様書（改修6） （平成31年版）
縮尺	- 設計年月日 平成 31年 3月
工種	設計者 (株) NJS
事業主体	四日市市 図面番号 D-6

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所  
一級愛知県知事登録（い-27）第7016号  
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊





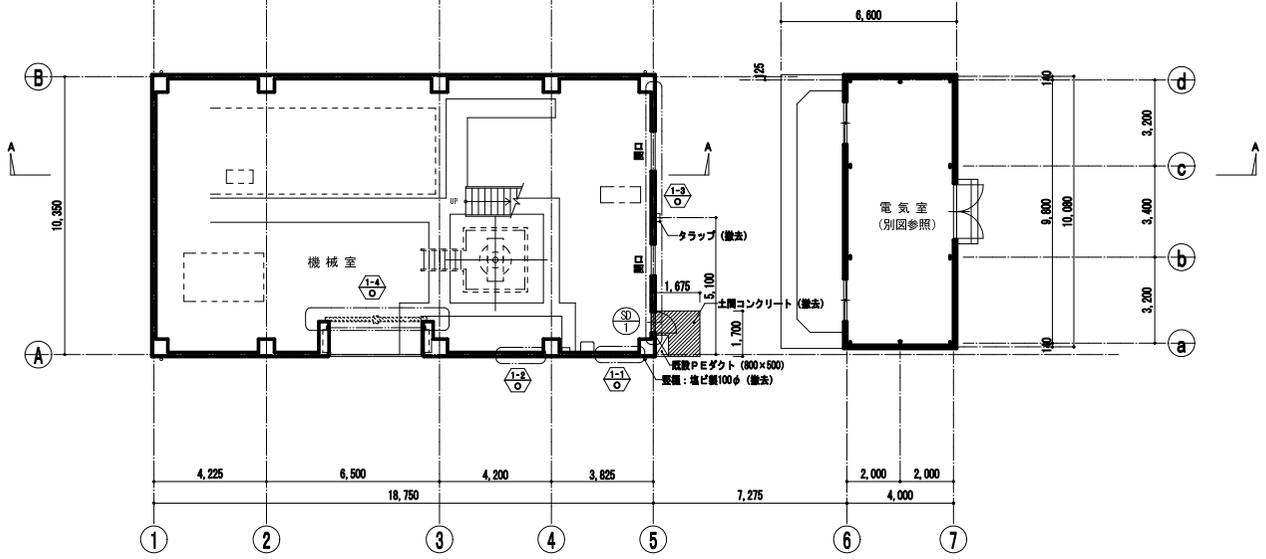
改修前



改修前 2階平面図 1:100

改修前 2階上部平面図 1:100

改修前 屋根平面図 1:100



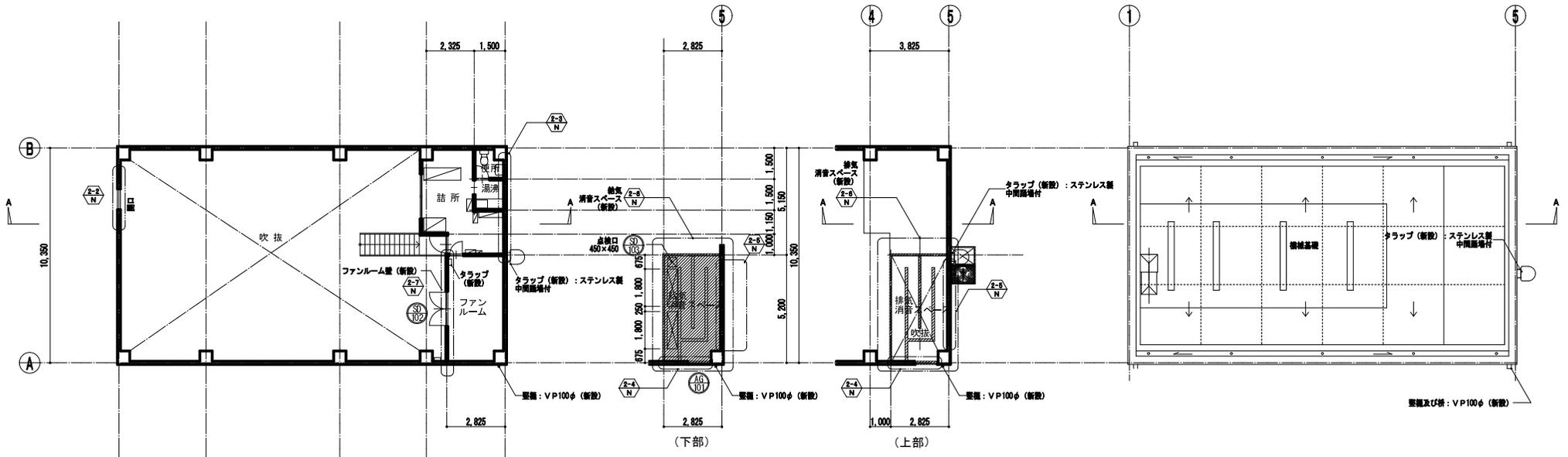
改修前 1階平面図 1:100

凡例	
1	改修工事範囲を示す
2	改修部分の詳細図の番号を表す 下段の「O」は改修前（既設）を表す
3	撤去箇所の施主符号を表す
4	撤去する範囲を示す

事業名	令和元年 公共下水道事業
工事名	茂橋ポンプ場耐震補強工事
工事場所	四日市市 富田浜町 地内
名称	1号ポンプ棟 改修前 平面図
縮尺	1/100
設計年月	平成 31年 3月
工種	設計者 (株) NJS
事業主体	四日市市 図面番号 10-3

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所  
 一級愛知県知事登録 (レ-27) 第7016号  
 一級建築士登録 第24万19号 管理建築士 秋田豊

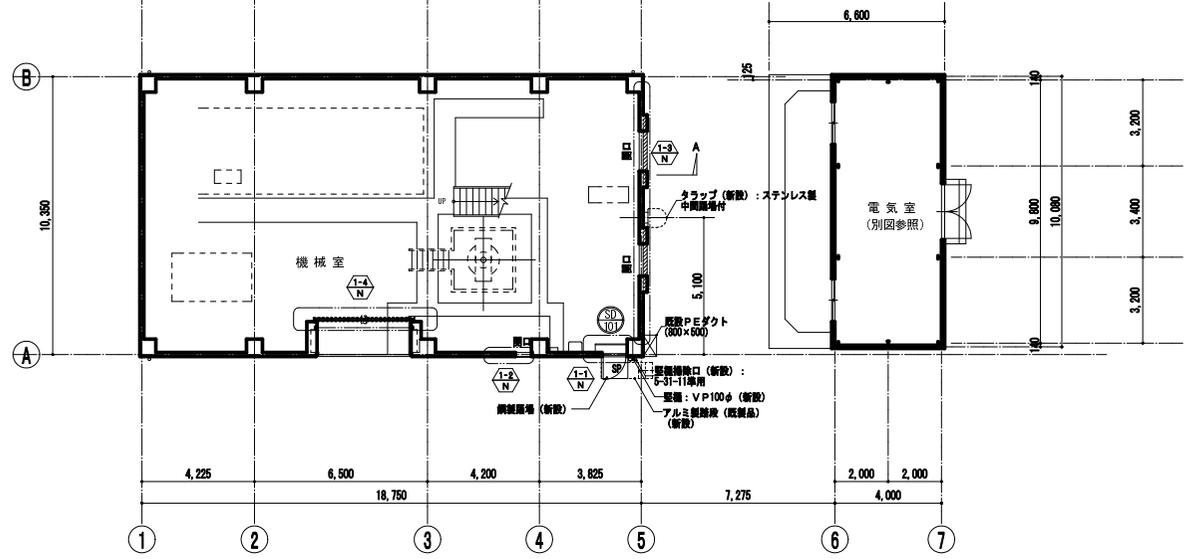
改修後



改修後 2階平面図 1:100

改修後 2階上部平面図 1:100

改修後 屋根平面図 1:100



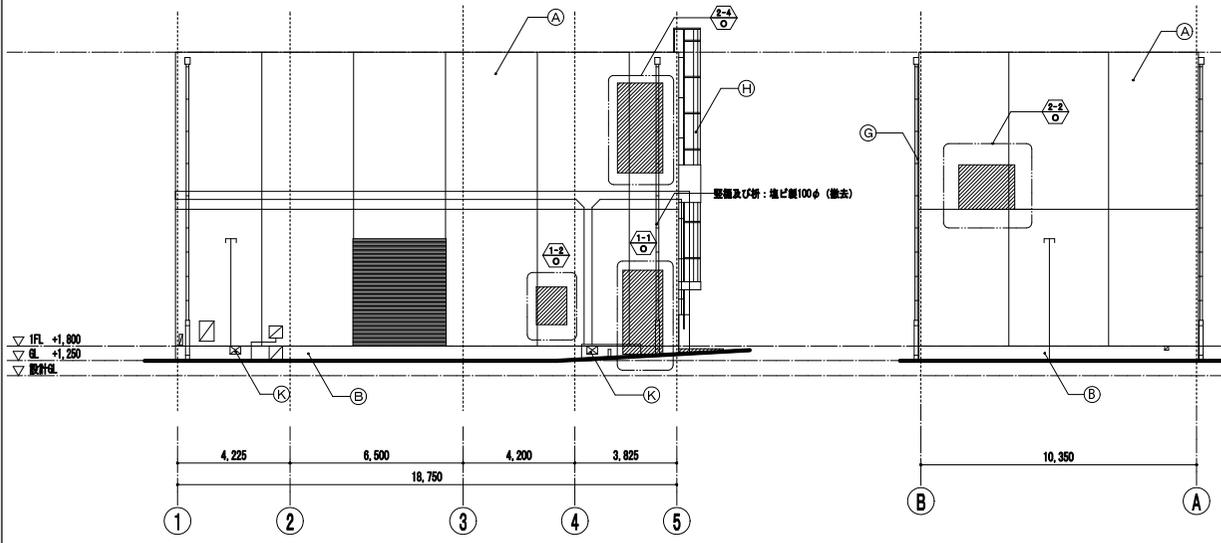
改修後 1階平面図 1:100

凡例	
1	○ 改修工事範囲を示す
2	Ⓝ 改修部分の詳細図の番号を示す 下段の「N」は改修前(新設)を示す
3	Ⓢ 新設建具の建具符号を示す
4	/// 新設範囲を示す
5	SP 防音ドア

事業名	令和元年 公共下水道事業
工事名	茂橋ポンプ場耐震補強工事
工事場所	四日市市 富田浜町 地内
名称	1号ポンプ棟 改修後 平面図
縮尺	1/100
設計年月	平成 31年 3月
工種	設計者 (株) NJS
事業主体	四日市市 図面番号 10-4

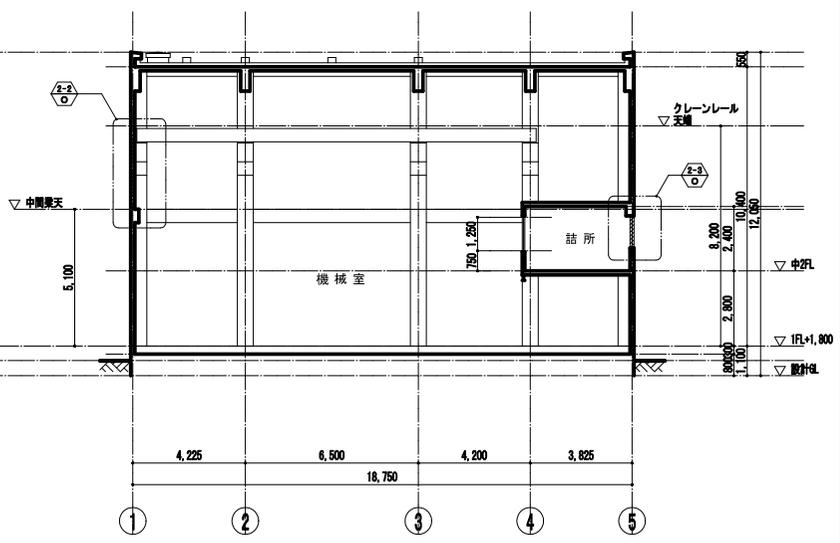
株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所  
 一級愛知県知事登録 (レ-27) 第7016号  
 一級建築士登録 第24万19号 管理建築士 秋田豊

改修前

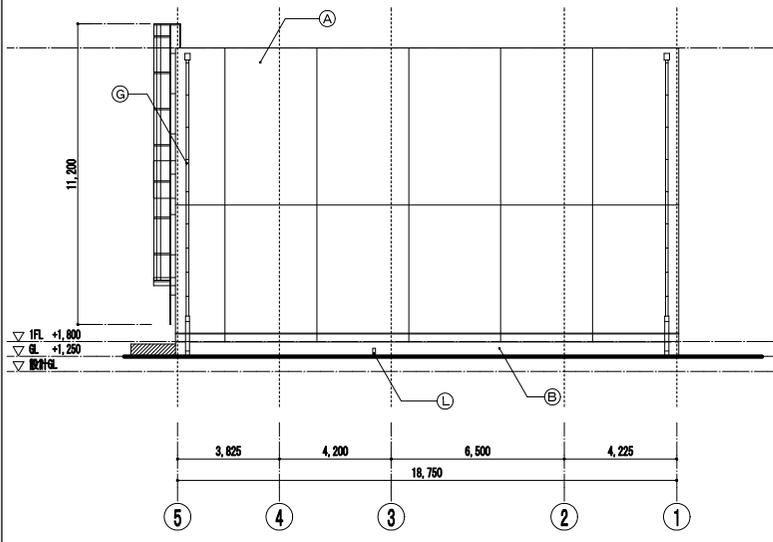


改修前 南立面図 1:100

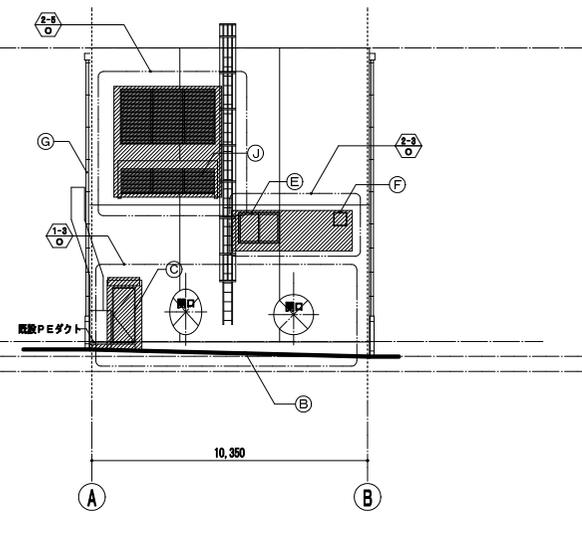
改修前 西立面図 1:100



改修前 A-A立面図 1:100



改修前 北立面図 1:100



改修前 東立面図 1:100

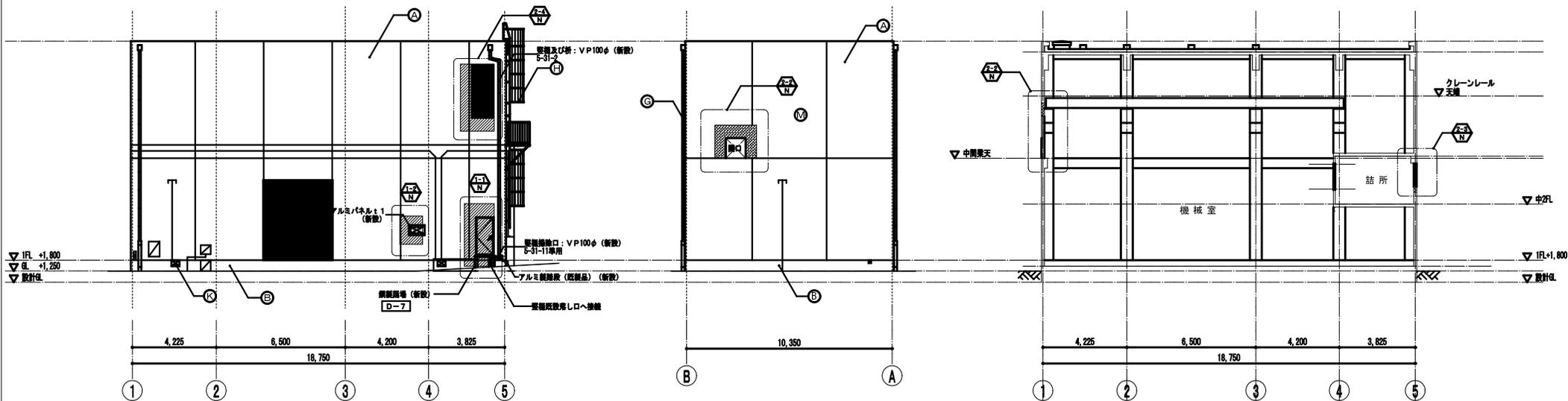
凡例	
1	改修工事範囲を示す
2	改修部分の扉細部の番号を表す 下段の「O」は改修前（既存）を表す
3	撤去建具の建具符号を表す
4	撤去する範囲を示す

符号	仕上	符号	仕上	符号	仕上
Ⓐ	モルタル塗り アクリル系リシン吹付	Ⓔ	アルミサッシ (エアタイト)	Ⓚ	鉄線気用アルミガラリ
Ⓑ	モルタル刷毛引き	Ⓛ	アルミサッシ (はり出し)	Ⓝ	スリーブ
Ⓒ	防音扉	Ⓜ	壁紙	Ⓞ	開口部
Ⓓ	スチールドア	Ⓨ	タラップ	Ⓟ	床ピット排水管

事業名	令和元年 公共下水道事業
工事名	茨城ポンプ場耐震補強工事
工事場所	四日市市 富田浜町 地内
名称	1号ポンプ棟 改修前 立面図、断面図
縮尺	1/100
設計年月	平成 31年 3月
工種	設計者 (株) NJS
事業主体	四日市市 図面番号 10-5

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所  
 一級愛知県知事登録 (いー27) 第7016号  
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

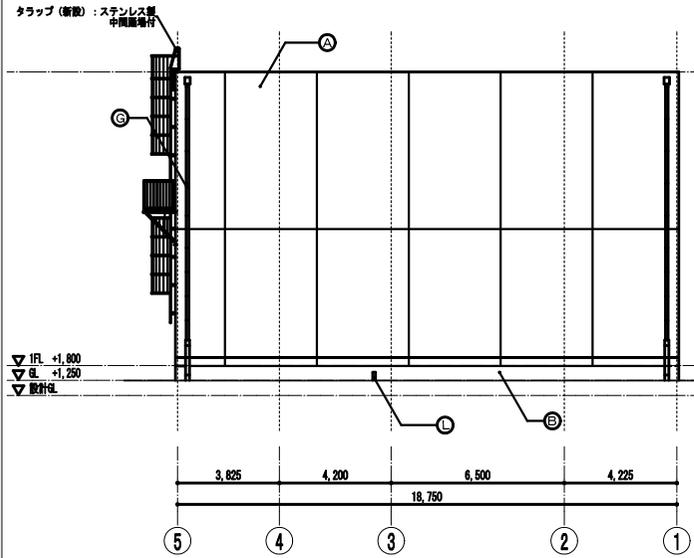
改修後



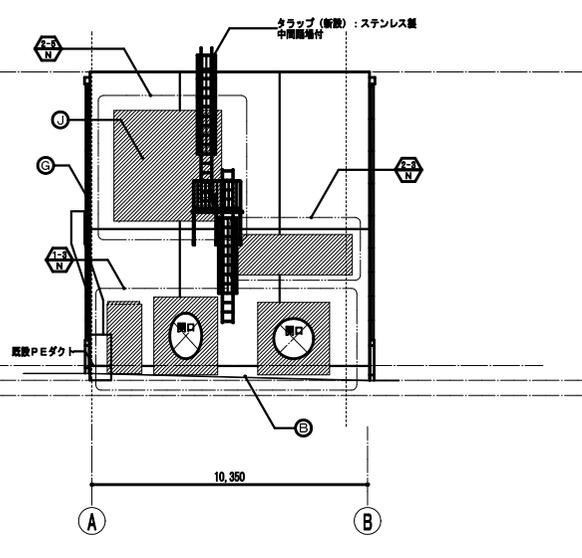
改修後 南立面図 1:100

改修後 西立面図 1:100

改修後 A-A立面図 1:100



改修後 北立面図 1:100



改修後 東立面図 1:100

凡例	
1	改修工事範囲を示す
2	改修部分の扉番号の番号を表す 下敷の「N」は改修前 (新設) を表す
3	新設器具の器具番号を表す
4	新設範囲を示す
5	SP 防音ドア

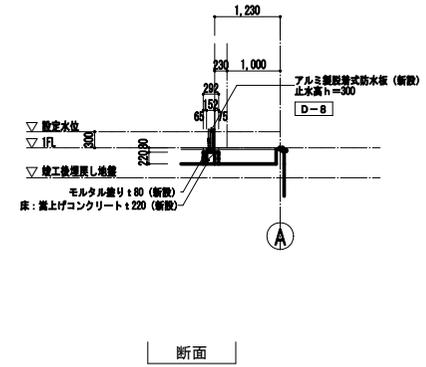
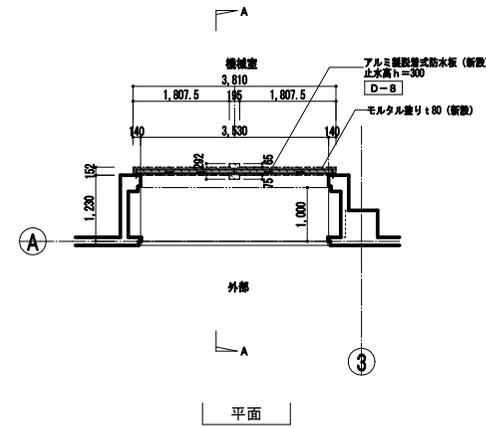
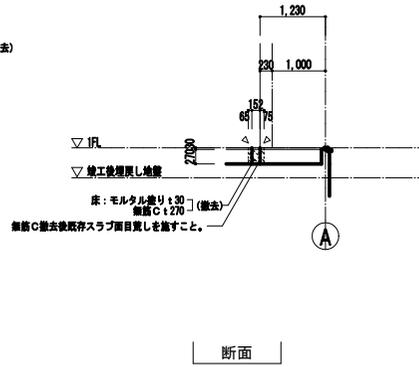
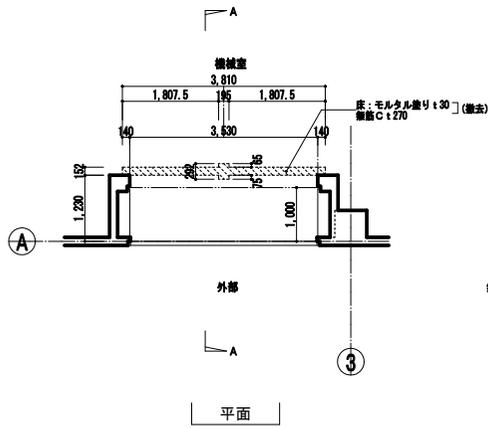
符号	仕上	符号	仕上	符号	仕上
Ⓐ	モルタル塗り アクリル系リシン吹付	Ⓔ	アルミサッシ (エアタイト)	Ⓚ	熱線気用アルミガラリ
Ⓑ	モルタル刷毛引き	Ⓚ	アルミサッシ (バリ出し)	Ⓛ	スリーブ
Ⓒ	防音扉	Ⓒ	壁紙	Ⓚ	開口部
Ⓓ	スチールドア	Ⓖ	トラップ: ステンレス製 (新設) 中間階増付	Ⓛ	床ピット排水管

事業名	令和元年 公共下水道事業
工事名	茨城ポンプ場耐震補強工事
工事場所	四日市市 富田浜町 地内
名称	1号ポンプ棟 改修後 立面図, 断面図
縮尺	1/100
設計年月	平成 31年 3月
工種	設計者 (株) NJS
事業主体	四日市市 図面番号 10-6

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所  
一級愛知県知事登録 (レ-27) 第7016号  
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊







凡例  
 斜線なし塗り 部分は躯体の撤去範囲を示す。(鉄筋剥し)  
 斜線あり塗り 部分は躯体の撤去範囲を示す。(鉄筋撤去)  
 点線塗り 部分は仕上の撤去範囲を示す。  
 表示線はカッターによる切断位置を示す。  
 表示線はカッターによる仕上材切断位置を示す。

凡例  
 斜線なし塗り 部分は躯体の新設範囲を示す。  
 斜線あり塗り 部分は仕上の新設範囲を示す。  
 表示線はカッターによる切断位置を示す。  
 新設壁打継目地: 2-02-8 (20×15) (PU-2) を示す。

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所  
 一級愛知県知事登録 (レ-27) 第7016号  
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

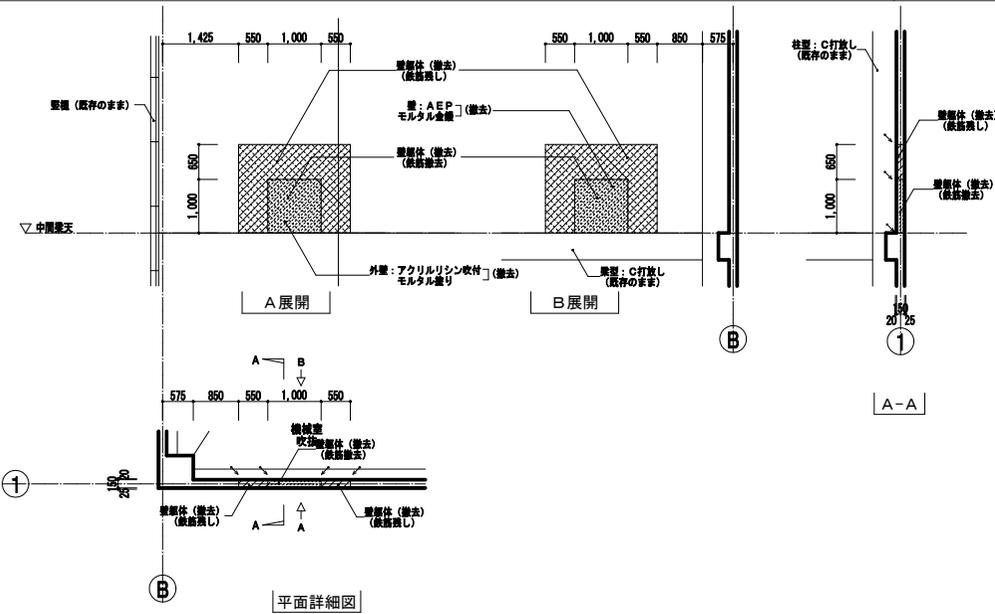
事業名	令和元年 公共下水道事業
工事名	茂橋ポンプ場耐震補強工事
工事場所	四日市市 富田浜町 地内
名称	1号ポンプ棟 1階平面・断面・展開詳細図 (3)
縮尺	1/50
設計年月	平成 31年 3月
工種	(株) NJS
事業主体	四日市市 図面番号 10-9

2階1通りA~B間コンクリート壁撤去 (改修前)

1:50

2階1通りA~B間コンクリート壁撤去 (改修後)

1:50

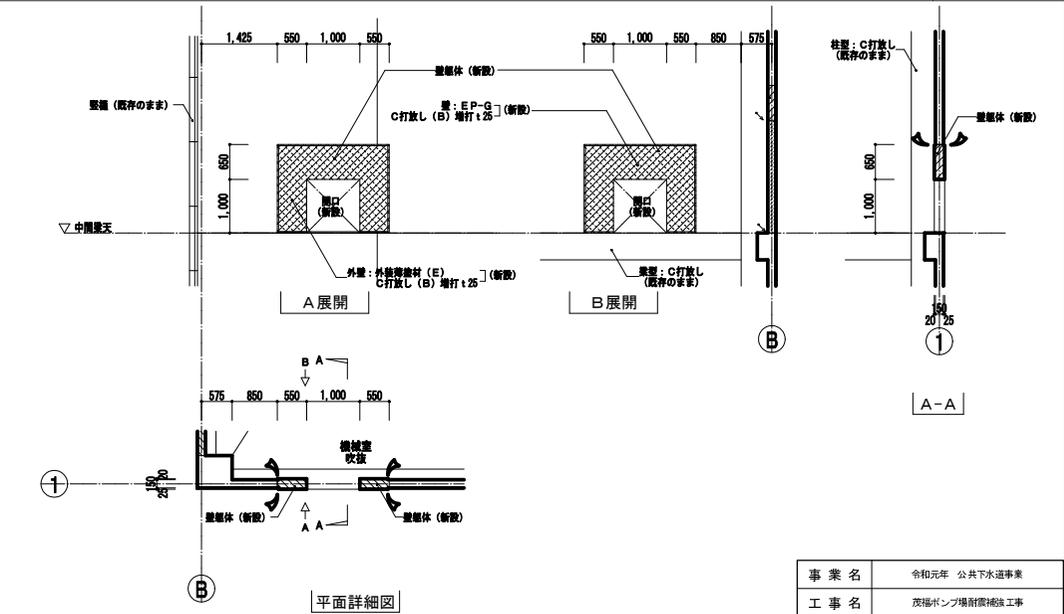


平面詳細図

A-A

A-A

凡例  
 特記なき限り 部分は壁体の撤去範囲を示す。(鉄筋残)  
 部分は壁体の撤去範囲を示す。(鉄筋撤去)  
 部分は仕上の撤去範囲を示す。  
 表示線はカッターによる切断位置を示す。  
 表示線はカッターによる仕上材切断位置を示す。



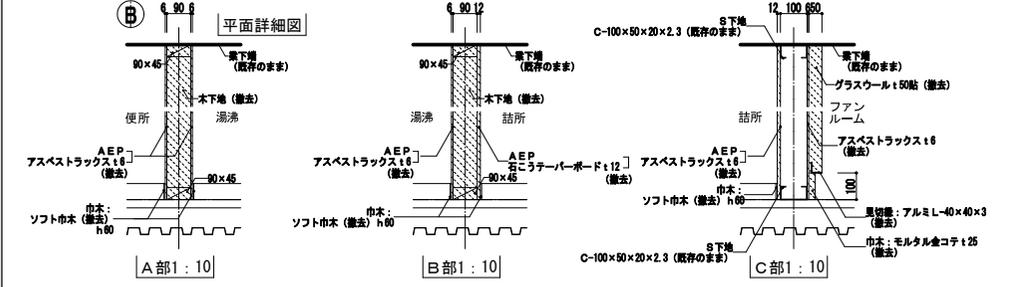
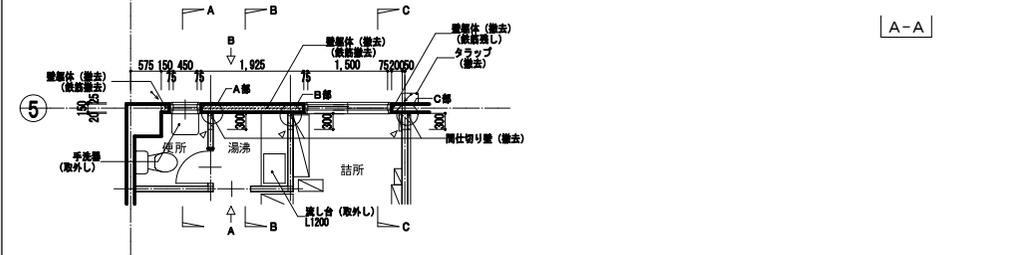
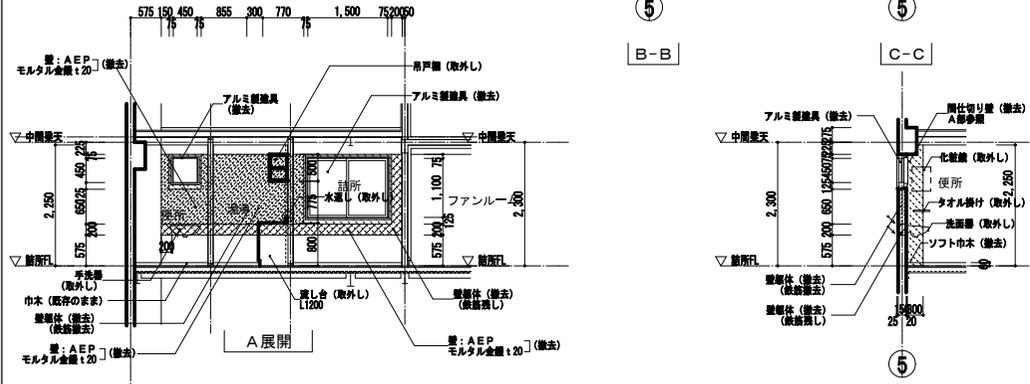
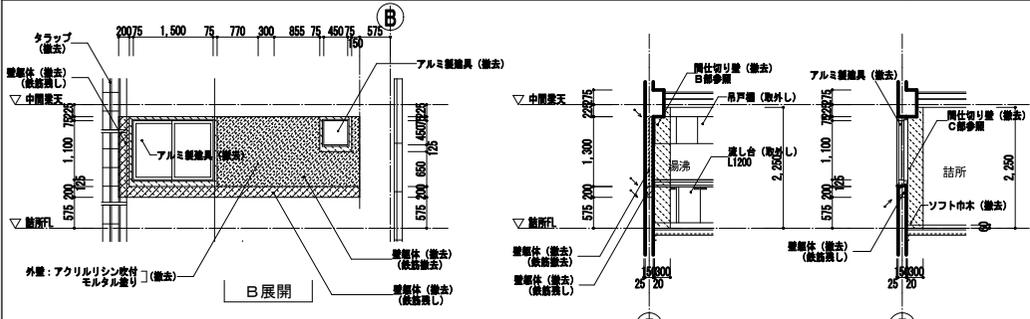
平面詳細図

A-A

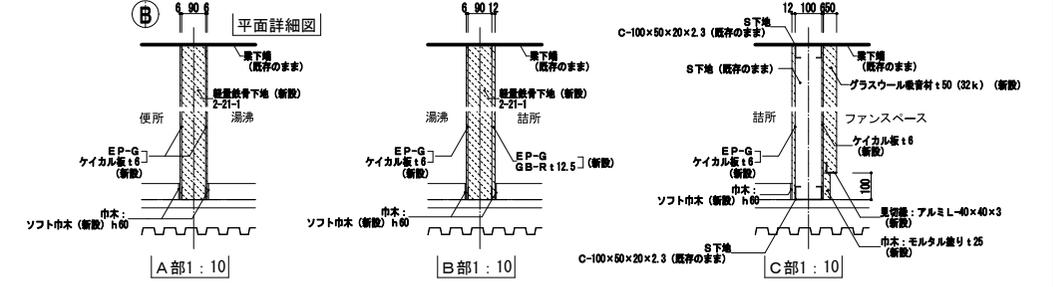
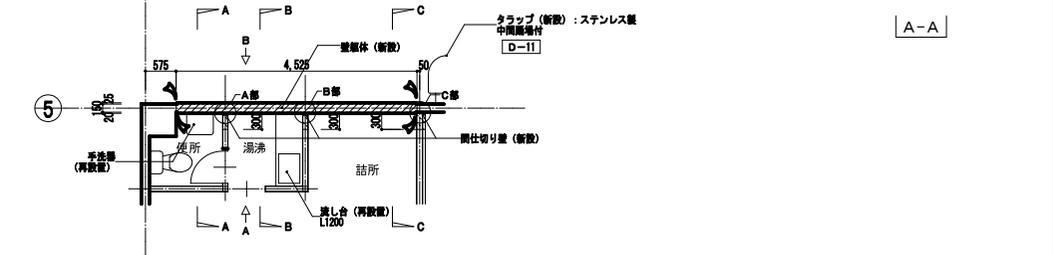
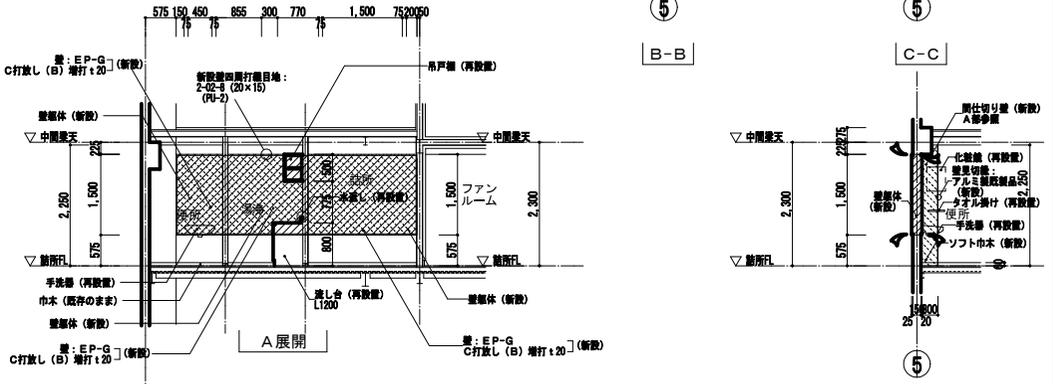
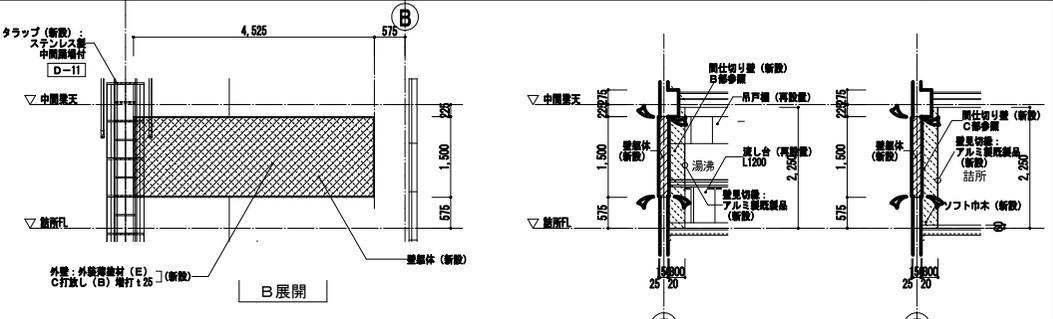
凡例  
 特記なき限り 部分は壁体の新設範囲を示す。  
 部分は仕上の新設範囲を示す。  
 新設壁打目地: 2-02-8 (20×15) (PU-2) を示す。

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所  
 一級愛知県知事登録 (い-27) 第7016号  
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

事業名	令和元年 公共下水道事業
工事名	茂橋ポンプ場耐震補強工事
工事場所	四日市市 富田浜町 地内
名称	1号ポンプ棟 2階平面・断面・展開詳細図 (1)
縮尺	1/50 設計年月 平成 31年 3月
工種	設計者 (株) NJS
事業主体	四日市市 図面番号 10-10



凡例  
 特記なき限り 部分は躯体の撤去範囲を示す。(既撤去)  
 部分は躯体の撤去範囲を示す。(既撤去)  
 部分は仕上の撤去範囲を示す。  
 表示線はカッターによる切断位置を示す。  
 表示線はカッターによる仕上材切断位置を示す。

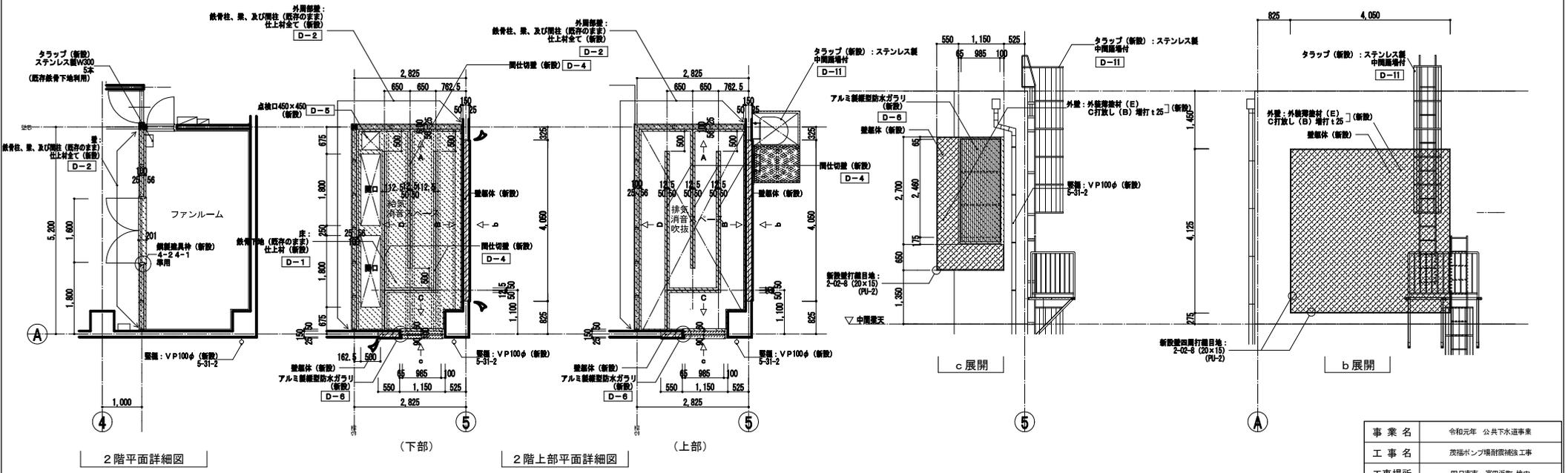
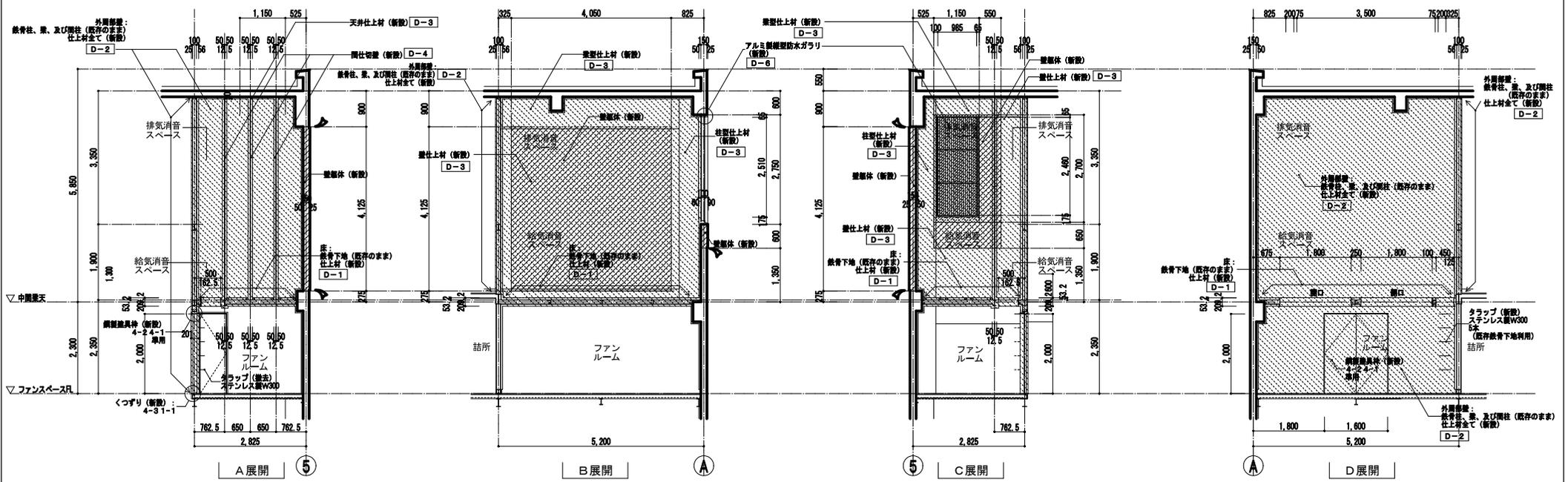


凡例  
 特記なき限り 部分は躯体の新設範囲を示す。  
 部分は仕上の新設範囲を示す。  
 新設打撃目地: 2-02-B (20×15) (PU-2) を示す。

事業名	令和元年 公共下水道事業
工事名	茂橋ポンプ場附属施設工事
工事場所	四日市市 富田浜町 地内
名称	1号ポンプ棟 2階平面・断面・展開詳細図(2)
縮尺	1/50 設計年月 平成 31年 3月
工種	設計者 (株) NJS
事業主体	四日市市 図面番号 10-11

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所  
 一般愛知県知事登録(レ-27)第7016号  
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊





凡例  
 斜線部分 斜線部分は躯体の新設範囲を示す。  
 点線部分 点線部分は仕上の新設範囲を示す。  
 新設建行欄目地: 2-02-8 (20×15) (PU-2) を示す。

事業名	令和元年 公共下水道事業
工事名	茨城ポンプ場耐震補強工事
工事場所	四日市市 富田町 地内
名称	1号ポンプ棟 2階上部 平面・断面・展開詳細図 (2)
縮尺	1/50 設計年月 平成 31年 3月
工種	設計者 (株) NJS
事業主体	四日市市 図面番号 10-13

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所  
 一級愛知県知事登録 (レ-27) 第7016号  
 一級建築士登録 第24万19号 管理建築士 秋田豊









